

令和8年度

幡多クリーンセンターリサイクル紙類及び金属類

引取り業務仕様書

令和8年2月27日

幡多広域市町村圏事務組合

1 名称

令和8年度幡多クリーンセンターリサイクル紙類及び金属類引取り業務

2 引取り場所

幡多クリーンセンター

高知県四万十市上ノ土居 1544 番地

3 引取り期間・回数

紙類及び金属類

令和8年4月1日～令和9年3月31日

一定量完成次第、組合より引取りを依頼する。

4 入札対象品

(1)紙類

- ・新聞（処理品）
- ・雑紙（処理品）
- ・ダンボール（処理品）
- ・処理品：選別処理及び圧縮等処理したもの。

(2)金属類

- ・ 自転車・一輪車（タイヤ・チューブ等を含む）
- ・ トタン
- ・ 脚立（一部金属でない材質部分を含む）
- ・ スチール机・スチール椅子（一部金属でない材質部分を含む）
- ・ 番線
- ・ スチールベッド（一部金属でない材質部分を含む）
- ・ その他金属類等（一部金属でない材質部分を含む）

5 見積方法

(1)紙類

- (ア) 前項の種類毎に見積る。
- (イ) 10 kg当たりの税込み単価を見積る。
- (ウ) 種類毎の見込量は、添付の令和7年度実績（4月～1月）資料を参考に

すること。

- (エ) 市場価格に著しく変動があった場合は、別途協議とする。
- (オ) 見積りにあたり現場説明が必要な場合は事前に連絡すること。

(2) 金属類

- (ア) 10 kg当たりの税込み単価を見積る。
- (イ) 種類別ではなく、一括単価とする。

6 特記事項

- (1) 紙類の1回の引取り重量については、契約時に協議の上決定する。
- (2) 引取り依頼のあったときは、速やかに引取りを行うものとする。
- (3) 引取ったリサイクル紙類及び金属類は、関係法令を厳守し適正に再資源化しなければならない。
- (4) 計量は、幡多クリーンセンター計量機を使用する。
- (5) 代金は、納入通知書発行月の20日までに支払うものとする。